

矢板市福祉タクシー事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、列車、バス等通常の交通機関を利用することが困難な重度の心身障害者及び高齢者の社会参加の促進を図るため、必要な交通の便を確保するとともに、その経費の一部を助成する福祉タクシー事業の実施について必要な事項を定め、もって福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「福祉タクシー」とは、民間業者が所有するタクシーで、心身障害者及び高齢者の乗車について市と協定したタクシーをいう。

(対象者)

第3条 福祉タクシーを利用することができる者(以下「利用者」という。)は、市内に住所を有し、かつ、現に居住し、次の各号に該当するものとする。

(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により、身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)第5条第3項別表第5号の身体障害者障害程度等級表による1級・2級に該当する者、または3級で身体障害者手帳に体幹機能障害あるいは下肢機能障害と記されている者で、通院等でタクシーの利用を必要とする者。

(2) 療育手帳制度要綱(昭和48年厚生省発児第156号)第2により療育手帳の交付を受け、障害の程度がA1・A2の者で、通院等でタクシーの利用を必要とする者。

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項の障害等級による1級・2級に該当する者で、通院等でタクシー利用をする者。

(4) 85歳以上の高齢者で、通院等でタクシーの利用を必要とする者。

(助成の内容)

第4条 利用者が、福祉タクシーを利用した場合の助成金は乗車1回につき中型車の基本料金を上限とした額を矢板市福祉タクシー利用券(別記様式第1号。以下「利用券」という。)によって助成するものとする。

(利用証の交付申請)

第5条 福祉タクシーを利用しようとする者は、矢板市福祉タクシー利用者証交付申請書(別記様式第2号)に身体障害者手帳(第3条第1号該当者)、療育手帳(第3条第2号該当者)、精神障害者保健福祉手帳(第3条第3号該当者)、

健康保険証（第3条第4号該当者）添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請を適当と認めるときは、矢板市福祉タクシー利用者証（別記様式第3号。以下「利用者証」という。）を交付するものとする。

（利用券の交付）

第6条 市長は、利用券を第3条第1号、第2号及び第3号に規定する利用者1人に対し、月4枚の割合で年間48枚を、同条第4号に規定する利用者1人に対し、月2枚の割合で年間24枚を限度として交付するものとする。

2 前項の利用券の有効期限は、毎年3月31日とする。

（利用の方法）

第7条 利用者は、福祉タクシーを利用する場合には利用者証を掲示し、乗車1回につき利用券1枚を運転手に渡すものとする。

2 乗車料金が中型車の基本料金を上限とした額を超えた場合は、その超過料金は利用者の負担とする。

3 利用者が介護人を必要とする場合は、介護人を同乗させなければならない。

（資格の喪失）

第8条 利用者が、第3条に規定する要件を有しなくなったときは、その資格を喪失するものとする。

2 利用者は、前項の資格を喪失届（別記様式第4号）に利用者証及び未使用の利用券を添えて、市長に届け出なければならない。

（助成金の返還）

第9条 市長は、利用者等が偽りその他不正な手段により助成を受けたときは、その者から該当助成金を返還させることができる。

（協定業者への支払）

第10条 協定業者は、毎月10日までに、毎月分の矢板市福祉タクシー利用状況報告書（別記様式第5号）に利用券を添付し、市長に請求するものとする。

2 市長は、協定業者から提示された前項の報告書に基づき、該当助成金を協定業者に支払うものとする。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。